

「京都府介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金」の期間延長及び
これを活用した施設整備促進について

「京都府介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金」（以下「基金」という。）については、国の緊急経済対策として、平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの 3 年間を期限として京都府に造成され、本市においても、この基金を活用し、地域密着型特別養護老人ホーム（以下、「地域密着型特養」という。）等の整備を進めてまいりました。

今年 3 月に策定した「第 5 期京都市民長寿すこやかプラン」（以下、「第 5 期プラン」という。）においては、平成 2 6 年度までの介護保険施設の整備目標数を設定し、特に、地域密着型特養については、地域包括ケア推進の観点から整備数を大幅に増加させたところです。

しかしながら、一定の土地等の確保が必要であることや、事業規模が小さいため複合施設化しなければスケールメリットが出ない等の課題があります。

このような中、本基金が 1 年間に限り延長されることとなり、平成 2 4 年度中に着工し、平成 2 5 年度の早期に開所する事業については、本基金を活用することが可能となりました。

介護保険施設の整備促進を図るうえで、本基金を活用することは、事業者のイニシャルコストを抑えることが可能となるとともに、本市の厳しい財政状況において、一般財源からの持ち出しが不要となる等、非常に有効であると考えられることから、第 5 期の各年度における整備目標数を超える場合でも、積極的に整備を進めることとし、本計画期間中の整備目標数の確保に努めてまいります。

「京都府介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金」について

1 経過

平成 2 1 年度に 3 年間を期限とし、「介護基盤や地域介護拠点の整備に対する助成及び融資の拡大」が国の経済危機対策の一環として行われ、地域密着型サービス等の施設整備にかかる国交付金の補助単価が増額されたものであり、この期限がさらに平成 2 4 年度まで 1 年間延長された。

2 補助対象

地域密着型特養については、平成 2 4 年度中に工事着工し、平成 2 5 年度早期に開所する事業について、補助金の対象となる。

3 補助金額

地域密着型特養 1 床当たり 4 0 0 万円

4 効果

補助金によりイニシャルコストが軽減されるため、事業規模の小さい地域密着型特養の整備においては、基金の延長は、特養整備に対する事業者へのインセンティブとなる。

また、市財政からの持ち出しはなく厳しい財政状況の京都市にとってもメリットである。

(参考)「すこやかプラン」の整備目標数及び整備状況

特別養護老人ホーム整備目標数

	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	合 計
整備等目標数	5, 0 8 5	5, 2 3 3	5, 5 3 6	5, 5 3 6
当該年度目標数	1 8 5	1 4 8	3 0 3	6 3 6
広域型	6 9	9 0	1 0 0	2 5 9
地域密着型	1 1 6	5 8	2 0 3	3 7 7